

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。